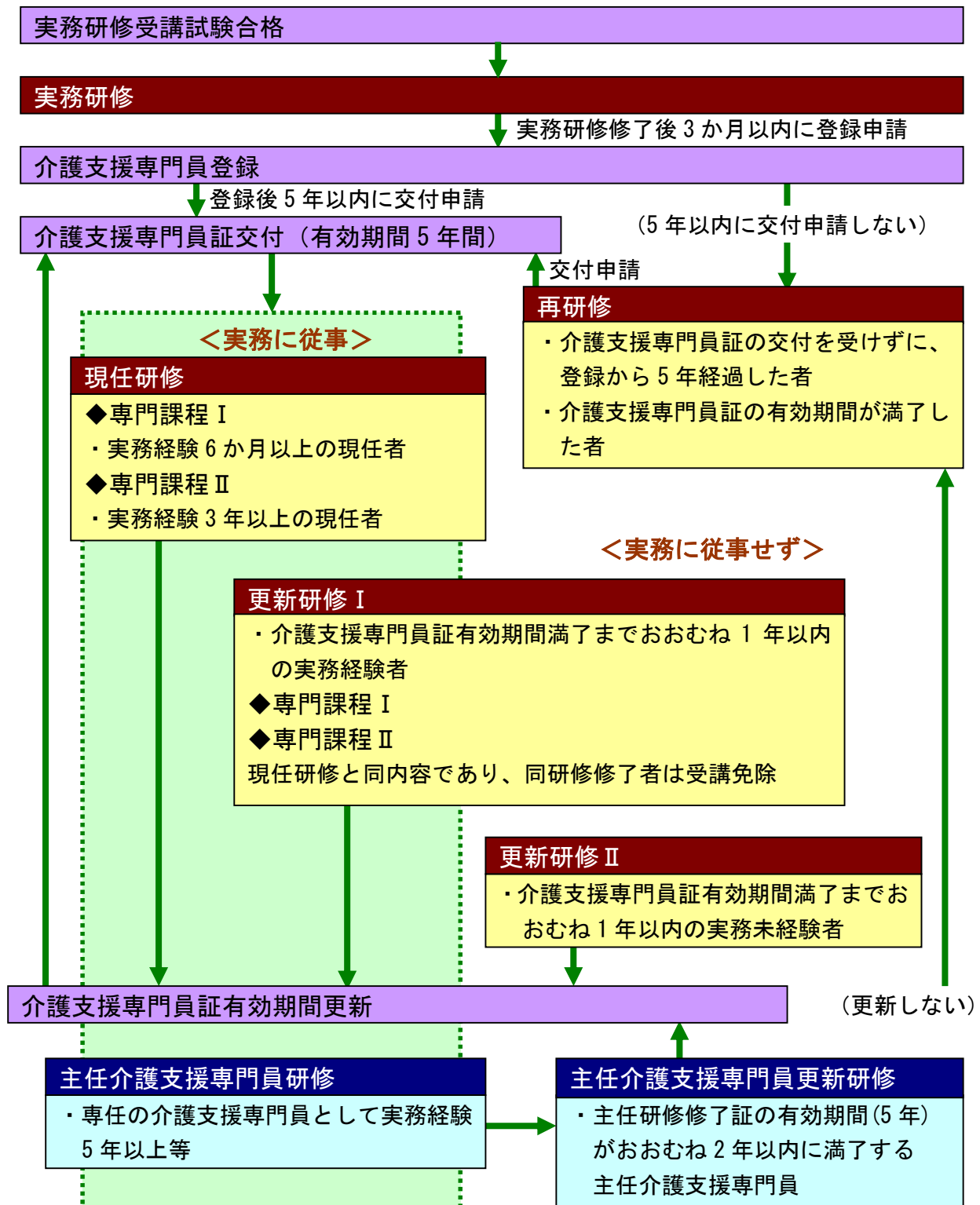


滋賀県の介護支援専門員の法定研修体系 (H28. 11. 27 現在)



※研修の受講地は、原則として介護支援専門員としての登録を行っている都道府県です（他府県で受講する場合は、研修の受講地変更手続が必要です）。

※研修の修了日は、原則として研修最終日からおおむね 3 か月後に提出する研修記録シートの確認後となりますのでご注意ください（更新研修 II、再研修を除く）。

※現任研修・更新研修 I の専門課程 I は、実務に従事して連続 2 回目以降の介護支援専門員証の有効期間の更新時には免除となります（更新研修 II や再研修を受講して介護支援専門員証の有効期間の更新をした方は、次回の更新時は免除になりません）。

※主任介護支援専門員は主任介護支援専門員更新研修を受講して介護支援専門員証の有効期間を更新します。ただし、主任介護支援専門員更新研修を受講する前に介護支援専門員証更新の期限がくる場合や主任介護支援専門員資格の継続を望まない場合は、一般の更新手続になります。